

管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第一号

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年三月三十一日

埼玉県下水道事業管理者 北 田 健 夫

埼玉県流域下水道事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県流域下水道事業財務規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が指定する者」を「当該企業出納員の上司」に改め、同条第三項中「あつては、管理者が指定する者」を「においては、本庁にあつては下水道管理課長が指定する者、地域機関にあつては所長が指定する者」に改める。

第十三条第一項中「管理者」を「下水道事業管理者（以下「管理者」という。）」に改める。

第八十五条第二項中「実地に」を削る。

第九十八条（見出しを含む。）中「実地」を削る。

第一百十二条第二項中「実地について」を削る。

第一百四十九条の見出しを「（固定資産の照合）」に改め、同条第一項中「実地について」を削り、同条第二項中「実地照合」を「固定資産の照合」に改める。

第八十三条第一号中「二百五十五万円」を「四百万円」に改め、同条第二号中「百六十万円」を「三百万円」に改め、同条第三号中「八十万円」を「百五十万円」に改め、同条第四号中「五十万円」を「百万円」に改め、同条第五号中「三十万円」を「五十万円」に改め、同条第六号中「百万円」を「二百万円」に改める。

第二百十五条第一号中「実地」を削る。

附 則

- 1 この規程は、令和七年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行前に一般競争入札若しくはせり売りの公告又は指名競争入札の入札者の指名をしたものについては、改正後の第八十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。